

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

別表1を横線のとおり改める。

別表1

担保の種類および担保価格

1. 国債（分離元本振替国債および分離利息振替国債なら びに物価連動国債を除く。）	
(1) 残存期間1年以内のもの	時価の99%
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 98.99 %
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の96%
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 94.93 %
(5) 残存期間20年超のもの	時価の 90.89 %
1-2. 分離元本振替国債および分離利息振替国債	
(1) 残存期間5年以内のもの	時価の 97.98 %
(2) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の95%
(3) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 90.92 %
(4) 残存期間20年超のもの	時価の 85.88 %
1-3. 物価連動国債	
(1) 残存期間5年以内のもの	時価の 97.98 %
(2) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の95%
(3) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 90.92 %
(4) 残存期間20年超のもの	時価の 85.88 %
2. 政府短期証券	時価の99%
3. 政府保証付債券	
(1) 残存期間5年以内のもの	時価の 97.98 %
(2) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の95%

(3) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 90.92 %
(4) 残存期間20年超のもの	時価の 85.88 %
4. 地方債	
(1) 残存期間5年以内のもの	時価の 97.98 %
(2) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 95 %
(3) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 90.92 %
(4) 残存期間20年超のもの	時価の 85.88 %
5. 財投機関等債券	
(1) 残存期間5年以内のもの	時価の 96.97 %
(2) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 93.94 %
(3) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 85.91 %
(4) 残存期間20年超のもの	時価の 80.87 %
6. 社債	
(1) 残存期間5年以内のもの	時価の 96.97 %
(2) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 93.94 %
(3) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 85.91 %
(4) 残存期間20年超のもの	時価の 80.87 %
7. 短期社債	元本額の 95.96 %
8. 保証付短期外債	元本額の 95.96 %
9. 資産担保債券	
(1) 残存期間5年以内のもの	時価の 96.97 %
(2) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 93.94 %
(3) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 85.91 %
(4) 残存期間20年超のもの	時価の 80.87 %
10. 資産担保短期債券	元本額の 95.96 %
11. 外国政府債券	
(1) 残存期間5年以内のもの	時価の 96.97 %
(2) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 93.94 %
(3) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 85.91 %
(4) 残存期間20年超のもの	時価の 80.87 %
12. 国際金融機関債券	
(1) 残存期間5年以内のもの	時価の 96.97 %

(2) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	時価の <u>93.94%</u>
(3) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の <u>85.91%</u>
(4) 残存期間 20 年超のもの	時価の <u>80.87%</u>
13. 企業が振出す手形	手形金額の <u>95.96%</u>
14. コマーシャル・ペーパー	手形金額の <u>95.96%</u>
15. 企業に対する証券貸付債権	
(1) 当初貸付期間 1 年以内のもの	残存元本額の <u>95.96%</u>
(2) 当初貸付期間 1 年超 3 年以内のもの	残存元本額の <u>87.92%</u>
(3) 当初貸付期間 3 年超 5 年以内のもの	残存元本額の <u>80.85%</u>
(4) 当初貸付期間 5 年超 7 年以内のもの	残存元本額の <u>65.75%</u>
(5) 当初貸付期間 7 年超 10 年以内のもの (満期 が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の <u>50.60%</u>
16. 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する 証券貸付債権	
(1) 当初貸付期間 1 年以内のもの	残存元本額の <u>96.97%</u>
(2) 当初貸付期間 1 年超 3 年以内のもの	残存元本額の <u>90.94%</u>
(3) 当初貸付期間 3 年超 5 年以内のもの	残存元本額の <u>85.90%</u>
(4) 当初貸付期間 5 年超 7 年以内のもの	残存元本額の <u>75.80%</u>
(5) 当初貸付期間 7 年超 10 年以内のもの (満期 が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の <u>60.65%</u>
17. 預金保険機構に対する政府保証付証券貸付 債権	
(1) 当初貸付期間 1 年以内のもの	残存元本額の <u>96.97%</u>
(2) 当初貸付期間 1 年超 3 年以内のもの	残存元本額の <u>90.94%</u>
(3) 当初貸付期間 3 年超 5 年以内のもの	残存元本額の <u>85.90%</u>
(4) 当初貸付期間 5 年超 7 年以内のもの	残存元本額の <u>75.80%</u>
(5) 当初貸付期間 7 年超 10 年以内のもの (満期 が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の <u>60.65%</u>
18. 株式会社産業再生機構に対する政府保証付 証券貸付債権	
(1) 当初貸付期間 1 年以内のもの	残存元本額の <u>96.97%</u>
(2) 当初貸付期間 1 年超 3 年以内のもの	残存元本額の <u>90.94%</u>
(3) 当初貸付期間 3 年超 5 年以内のもの	残存元本額の <u>85.90%</u>
(4) 当初貸付期間 5 年超 7 年以内のもの	残存元本額の <u>75.80%</u>

- (5) 当初貸付期間7年超10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。） 残存元本額の~~6.0~~6.5%
19. 銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付
証書貸付債権
- (1) 当初貸付期間1年以内のもの 残存元本額の~~9.6~~9.7%
- (2) 当初貸付期間1年超3年以内のもの 残存元本額の~~9.0~~9.4%
- (3) 当初貸付期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~8.5~~9.0%
- (4) 当初貸付期間5年超7年以内のもの 残存元本額の~~7.5~~8.0%
- (5) 当初貸付期間7年超10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。） 残存元本額の~~6.0~~6.5%

(特則)

略（不変）

(附則)

- (1) この一部改正は、平成17年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。
- (2) 3.に定める担保の種類および担保価格については、原則として年1回程度の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。